

香川県報



第 102 号

平成 15 年

12月26日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告示	有害図書指定	（青少年・男女共同参画課）	一
	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	（環境管理課）	二
	漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立	（水産課）	四
	道路の区域変更（三件）	（道路保全課）	五
	道路の区域変更及び供用開始	（ ）	六
	道路の供用開始（二件）	（ ）	七
	河川整備計画の策定（二件）	（河川砂防課）	七
	都市計画事業の事業計画の変更の認可	（下水道課）	七
●	昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	（審査課）	八
公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請	（県民参画課）	八
	香川県立亀山学園の移譲に係る社会福祉法人の募集（県立病院・施設経営課）	（施設経営課）	九
	大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（四件）	（経営支援課）	九
	土地改良事業の適否決定（三件）	（土地改良課）	一一
	土地改良区の役員就任の届出	（ ）	一一
	平成十五年香川県公告第六百八十九号（土地改良事業計画変更の適否決定）の一部訂正	（ ）	一一
	開発行為に関する工事の完了（三件）	（都市計画課）	一一

○ 開発行為に関する工事（公共施設）の完了 （ ） 一三

選挙管理委員会告示

● 公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出 一四
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出 一五

告示

●香川県告示第七百五十一号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真鍋武紀

指定番号	指定年月日	種別	図書名	雑誌コード	発行所名	指定理由
218	平成十五年十一月十九日	雑誌	プレミニアックス BUBKA Max 1月号増刊 vol.2	18012-1	（株）コアマガジン	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
219		"	裏BUBKA 1月号	01817-1	"	"
220		"	お宝ガールズ 1月号	02257-1	"	"
221		"	衝撃王 もったあつた本 1月号増刊 vol.1 レクジョブ	18764-1	（株）バウハウス	"
222		"	GOKUH No.150 1月号	03797-01	"	"
223		"	テラベっぴん No.218 1月号	16487-1	英知出版（株）	"

224	コミック誌	Kissui すっぴん01月号増刊	vol.2 1月号	05464-01	〃
225	雑誌	Street SURGER	vol.274 1月号	04167-01	㈱サン出版
226	〃	TOP SPEED	vol.040 1月号	06837-01	〃
227	〃	PENTHOUSE JAPAN	1月号	07933-1	㈱ぶんか社
228	コミック誌	コミックまるまん	1月号	13701-1	〃
229	雑誌	別冊 GON!	#32 1月号	18185-01	ミリオン出版(株)
230	コミック誌	レディースコミック・タブー no.137	1月号	19673-01	三和出版(株)
231	〃	パシヤ!	vol.3 1月号	02592-01	若生出版(株)
232	〃	BOYSピエス	1月号	08177-01	㈱マサジソ ・マガジン
233	雑誌	DX ビデオ&DVD	1月号	06463-1	㈱永田社
234	〃	サブライズ 告白実話1月号増刊	volume.01 1月号	03832-1	㈱日正堂
235	〃	VAMP! Windows100% 1月号増刊	vol.1 1月号	11864-1	㈱マックス コーポレー ション
236	〃	ザ・ベスト MAGAZINE Special NUMBER-126	1月号	14077-1	㈱ベストセ ラーズ
237	〃	Cream	No.138 1月号	03299-1	クイレア出 版(株)
238	〃	P・Zone	No.3 1月号	07703-01	㈱グローリー

●香川県告示第七百五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

シノブアース株式会社

代表取締役 松本隆次

広島県安芸郡坂町横浜中央1丁目6番30号

シモハナ物流株式会社

代表取締役 下花健男

(2) 事業場の所在地及び名称

観音寺市柞田町字干拓丁93

(仮称) 四国総合センター

(3) 特定施設に関する事項

種 類	弁当仕出し屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	
能 力	弁当類12,800食/日 おにぎり類26,500食/日 調理パン類10,900食/日	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日
	工事完成予定年月日	着工後7箇月
	使用開始予定年月日	完成後

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
の汚染状態	水素イオン濃度	5～8	5～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,600	2,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	800	1,000
	浮遊物質 (mg/ℓ)	880	1,100
	窒素含有量 (mg/ℓ)	60	75
	りん含有量 (mg/ℓ)	40	50
	ホルマリン抽出物質 (mg/ℓ)	120	150
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	224	280

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設			
型	式	日立プラント製			
構	造	鉄筋コンクリート製			
能	力	280m ³ /日			
汚水等の処理方式					
活性汚泥十凝集沈殿処理					
工	期	工事着手予定年月日			
		許可日			
工	期	工事完成予定年月日			
		着工後7箇月			
等		使用開始予定年月日			
		完成後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間					
連続24時間					
処理前及び処理後	項目	通常	最大	通常	最大

の汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	5～8	5～8	5.8～8.6	5.8～8.6
の汚染状態	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,600	2,000	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	800	1,000	20	30
	浮遊物質 (mg/ℓ)	880	1,100	40	50
	窒素含有量 (mg/ℓ)	60	75	15	15
	りん含有量 (mg/ℓ)	40	50	2	2
	ホルマリン抽出物質 (mg/ℓ)	120	150	20	20
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	224	280	224	280

(5) 排水水の汚染状態及び量

区	項目	第1	排水	最大
排水水の汚染状態	水素イオン濃度	5.8～8.6		5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20		30
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20		30
	浮遊物質 (mg/ℓ)	40		50
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15		15
	りん含有量 (mg/ℓ)	2		2
	ホルマリン抽出物質 (mg/ℓ)	20		20
	大腸菌群数 (個/cm ²)	1,000		3,000
排水水の量 (m ³ /日)	266		332	

第2～8排水口：雨水専用

(備考) 第1排水口において、製造工程排水とともに、合併処理浄化槽(360人槽)

排水(通常42㎡/日、最大52㎡/日)が排出される。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成15年12月26日から
平成16年1月16日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
観音寺市生活環境課

●香川県告示第七百五十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定により提出された特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

東かがわ市吉田六二番地七 広瀬 久士

東かがわ市引田三四〇九番地二 井上 忠一

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号引田区域

主として小型機船底びき網を使用して営む漁業

二 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

さぬき市鴨庄三八八一番地 石原 義博

さぬき市鴨庄四一〇六番地四 佐藤 孝

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号鴨庄小方、泊区域

主として小型機船底びき網を使用して営む漁業

三 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

さぬき市鴨庄四一〇五番地一 佐藤 勤

さぬき市鴨庄三八五七番地二 浜岡 重徳

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号鴨庄小方、泊区域

1に掲げる漁業(主として小型機船底びき網を使用して営む漁業)以外の漁業

四 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

さぬき市鴨庄三七四〇番地一 梶原 茂

さぬき市鴨庄三七五二番地二 岡谷 昭平

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号鴨庄室沖区域

五 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

さぬき市鴨庄三五四三番地一八 岡谷 勇

さぬき市鴨庄二六〇番地 太田 京七

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号鴨庄長浜等区域

主として小型機船底びき網を使用して営む漁業

六 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

さぬき市鴨庄三四六一番地二 山本 等

さぬき市鴨庄三六二〇番地 白井 勝美

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号鴨庄長浜等区域

1に掲げる漁業(主として小型機船底びき網を使用して営む漁業)以外の一〇トン

未満の漁船を使用して営む漁業

七 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

さぬき市志度四八六七番地一二 岡本 哲

さぬき市志度四一三九番地一五二 野崎 優

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号志度区域

主として小型機船底びき網を使用して営む漁業

八 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

さぬき市志度一三一八番地 安戸 国一

さぬき市志度四三番地三 松原 稔

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号志度区域

1に掲げる漁業（主として小型機船底びき網を使用して営む漁業）以外の一〇トン未満の漁船を使用して営む漁業

九1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

小豆郡土庄町小江一九〇一番地 山口 多喜雄

小豆郡土庄町長浜甲一一五三番地二 江岡 義弘

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号四海区域

1及び2に掲げる漁業（主として小型機船底びき網を使用して営む漁業及び主として流しさし網又は巻さし網を使用して営む漁業）以外の漁業

十1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

観音寺市伊吹町五七七番地一 富山 国秋

観音寺市伊吹町二二〇番地 宮脇 秋夫

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号伊吹区域

1に掲げる漁業（主として小型機船底びき網を使用して営む漁業）以外の一〇トン未満の漁船を使用して営む漁業

●香川県告示第七百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月二十六日から平成十六年一月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 高松港栗林公園線（百六十号）

三 道路の区域

区 間

変更前後別 敷地の幅員（メートル） 延長（メートル）

備考

高松市栗林町三丁目八三〇番三地 前から

前 一・一・二
一・一・三

一五 道路改修工事に伴うポットパイク整備

高松市栗林町三丁目八三〇番三地 先まで

後 一・一・二
三・一・九

一五

●香川県告示第七百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月二十六日から平成十六年一月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 綾南国分寺線（百八十三号）

三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-----	-------	-------------	----------	----

綾歌郡国分寺町新名字橋二〇六六番地先から

前 八・〇
一七・〇

三四〇 交通安全施設整備工事による自転車歩行者道新設

綾歌郡国分寺町新名字立石二〇二七番一地先まで

後 八・五
二・三・〇

三四〇

●香川県告示第七百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月二十六日から平成十六年一月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 城山鴨川線(百八十八号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
坂出市府中町字西福寺五九五八番 一地从り	四・五	五・一	四・八	四三	道路改修工 事に伴う現 道拡幅
	五・一	四・八			
坂出市府中町字西福寺五九六四番 二地先まで		四・三			

●香川県告示第七百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月二十六日から平成十六年一月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 大滝上西線(百五十三号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
香川郡塩江町大字上西字小出川甲 二二四一番一九地先から	四・四	一・五	四・四	二〇〇	ふるさとづくり道路整備工事及び道路改修工事に伴う現道拡幅
	一・五	四・四			
香川郡塩江町大字上西字小出川甲 二二四一番一七地先まで		二〇〇			

四 供用開始の期日 平成十五年十二月二十六日

●香川県告示第七百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月二十六日から平成十六年一月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 紫雲出山線(二百三十二号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	前	後		
三豊郡詫間町大字大浜字船越甲一六七七番 一地从り	一・八	一・一	三四〇	平成七年香川告示第百十一号で変更した区域の一部
	一・一	一・八		
三豊郡詫間町大字大浜字鍋尻甲一六一〇番 四地先まで		三七・七		

四 供用開始の期日 平成十五年十二月二十六日

●香川県告示第七百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月二十六日から平成十六年一月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 富田中津田線（百三十三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市津田町津田字御座田四一七番三地 先から	一三・三	一一一	平成十五年 香川県告示 第三百五十 号で変更し た区域の一 部
さぬき市津田町津田字御座田四一〇番二地 先まで	一八・二		

四 供用開始の期日 平成十五年十二月二十六日

●香川県告示第七百六十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により、香東川水系河川整備計画を平成十五年十二月五日別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、香川県土木部河川砂防課、香川県長尾土木事務所及び香川県高松土木事務所並びに高松市土木部河港課、三木町建設課、塩江町建設水道課、香川町建設課及び香南町建設経済課において一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第七百六十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により、高瀬川水系河川整備計画を平成十五年十二月五日別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、香川県土木部河川砂防課及び香川県西讃土木事務所並びに高瀬町建設課、山本町建設水道課、三野町建設課及び詫間町建設港湾課において一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第七百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十年香川県告示第二百七十七号に係る都市計画法事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 施行者の名称
綾歌町
- 二 都市計画法事業の種類及び名称
綾歌都市計画下水道事業 綾歌町流域関連特定環境保全公共下水道
- 三 事業施行期間
平成七年一月十三日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 変更なし

●香川県告示第七百六十三号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十六年一月一日から施行する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表

株式会社みずほ銀行の項を次のように改める。

株式会社みずほ銀行

東京都(本店)

三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表に備考として次のように加える。

備考 株式会社みずほ銀行については、日本国内に位置するすべての店舗(本店・出張所とし、代理店を除く。)とする。

公 告

●香川県公告第七百三十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年二月十九日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十五年十二月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人スローライフ

加藤 英子

高松市仏生山町甲七五二一五

三 定款に記載された目的

この法人は、市民の生きがいと健康を増進し、豊かな地域づくりに貢献するため、生涯学習の機会の提供・情報の提供・相談・団体等の活動支援の他、団体相互のネットワークづくりや、行政やNPOとの協働事業を進めることにより住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

●香川県公告第七百三十五号

香川県立亀山学園の移譲に係る社会福祉法人の募集について、次のとおり公告する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 募集の内容

児童養護施設である香川県立亀山学園(以下「亀山学園」という。)の移譲を受け、当該施設を継続して運営する社会福祉法人(以下「移譲先法人」という。)の募集(詳細は、募集要領によるほか、現地説明会を開催する。)

2 移譲年月日等

① 移譲年月日 平成16年度中(具体的な期日は、移譲先法人と協議し、決定する。)

② 入所児童の措置変更

移譲日の前日に現に入所している児童は、原則として、引き続き移譲後の施設に措置変更される。

3 移譲に係る土地、建物等の取扱い

① 土地 10年間貸付する。(貸付条件は、移譲先法人の提案に基づき決定する。なお、無償貸付もできる。)期間経過後の取扱いは、移譲先法人と協議し、譲渡又は更新する。

② 建物、工作物、立木、自動車、物品等 無償で譲渡する。

4 移譲の条件

移譲先法人が遵守する条件は、次のとおりとする。

① 施設名称は、「亀山学園」の名称を使用することが望ましい。

② 入所定員は、現施設での収容可能人員45名を下らないこと。

③ 移譲を円滑に行うため、移譲前の一定期間亀山学園で業務の引継ぎを行うこと。なお、業務の引継ぎに要する経費は、移譲先法人が負担すること。

④ 入所児童の権利擁護と処遇の維持向上に努めること。

⑤ 当該土地、建物等は児童養護施設として使用することを基本とし、児童福祉関連事業を併せて行う場合は、応募申込内容に含めること。

⑥ 移譲後の施設運営について、移譲前の香川県が指定する日までに具体的に協議すること。

5 応募法人の資格等

<p>① 応募法人の資格 県内において、現に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業の施設運営を行っている社会福祉法人とする。</p> <p>② 応募費用の負担 応募に要する費用は、応募者の負担とする。</p> <p>6 移譲先法人の決定及び協定の締結</p> <p>① 移譲先法人は、応募書類等に基づき厳正に審査した上で決定する。</p> <p>② 移譲先法人は、香川県が指定する期日までに移譲に関する協定を締結する。</p> <p>7 応募手続</p> <p>① 事務を担当する部局の名称 香川県健康福祉部県立病院・施設経営課総務・福祉施設グループ 電話：087-832-3309</p> <p>② 募集要領の交付</p> <p>ア 期間 この公告の日から平成16年2月18日(水)までの香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>イ 場所 ①の部局とする。</p> <p>ウ 方法 無料で直接交付する。</p> <p>③ 説明会の開催日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成16年1月9日(金)午後2時</p> <p>イ 場所 香川県立亀山学園（丸亀市柞原町602番地1）</p> <p>④ 応募書類の提出</p> <p>ア 受付期間 平成16年1月19日(月)から平成16年2月18日(水)まで（ただし、土日、祝日は除く。）</p>	<p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>イ 提出先 ①の部局とする。</p> <p>ウ 提出書類 応募申込書及び応募関係書類</p> <p>●香川県公告第七百三十六号 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成十五年十二月二十六日</p> <p>香川県知事 真 鍋 武 紀</p> <p>一 意見の対象となった届出に係る公告 平成十五年香川県公告第四百七十七号</p> <p>二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 キョーエイ空港店</p> <p>三 香川県香川町大字川東字中村五〇三番地ほか</p> <p>法第八条第一項の規定により香川町から聴取した意見の概要</p> <p>1 夜十時以降閉鎖する出入口について、事故のないよう、確認しやすい看板の設置など十分な安全対策を行うこと。</p> <p>2 駐車場に囲まれた十数軒の民家など周辺住民からの苦情があった場合は、誠実かつ迅速な対応を行うこと。</p> <p>四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 該当なし</p> <p>五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課 香川町経済課</p> <p>2 縦覧期間 平成十五年十二月二十六日（金曜日）から平成十六年一月二十六日（月曜日）まで</p>
--	--

●香川県公告第七百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第四百五十八号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヨシセンター国分寺店

綾歌国分寺町新居一四〇六番地

三 法第八条第一項の規定により国分寺町から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

国分寺町産業振興課

2 縦覧期間

平成十五年十二月二十六日(金曜日)から平成十六年一月二十六日(月曜日)まで

●香川県公告第七百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第四百五十九号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヨシセンター茜町店

高松市茜町八三六番三四一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年十二月二十六日(金曜日)から平成十六年一月二十六日(月曜日)まで

●香川県公告第七百三十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第四百五十七号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

1 マルヨシセンター松縄店

高松市松縄町三〇一番地一

2 マルヨシセンター水田店

高松市東山崎町四一一番地ほか

3 マルヨシセンター太田店

高松市多肥下町一九二番地二

4 マルヨシセンター善通寺店

善通寺市上吉田町字本村道下一二九六番地

5 マルヨシセンター観音寺店

観音寺市植田町南原一〇一七番地ほか

6 三木ショッピングセンター

木田郡三木町鹿伏三一〇番地ほか

7 マルヨシセンター川東店

香川郡香川町大字川東上一七九二番地一

8 ショッピングセンターウイングポート

香川郡香川町大野九一七番地一

9 マルヨシセンター滝宮店

綾歌郡綾南町滝宮東田井四二一番地

10 マルヨシセンター国分寺店

綾歌郡国分寺町新居一四〇六番地

11 マルヨシセンター満濃店

仲多度郡満濃町大字吉野下字川原添二二二番地ほか

12 マルヨシセンター高瀬店

三豊郡高瀬町大字下勝間字加茂向一六四七番地一ほか

三 法第八条第一項の規定により二に掲げる大規模小売店舗が所在する市町から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

善通寺市建設経済部商工観光課

観音寺市商工観光課

三木町経済課

香川町経済課

綾南町経済課

国分寺町産業振興課

満濃町企画観光課

高瀬町経済課

(市町においては、当該市町の意見書のみの縦覧とする。)

2 縦覧期間

平成十五年十二月二十六日(金曜日)から平成十六年一月二十六日(月曜日)まで

●香川県公告第七百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、観音寺市粟井土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)竹成地区)を行うことについて平成十五年十二月十二日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市農林水産課において平成十六年一月九日から同月二十九日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第七百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年十二月一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年一月十六日から同年二月五日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市屋島仲池 土地改良区	単独市費補助土地改良事業東山地区	高松市産業部 土地改良課

単独市費補助土地改良事業浦生地区

●香川県公告第七百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、三木町が土地改良事業(香川用水非受益地域用水確保事業大平池地区)を行うことについて平成十五年十二月十一日適当と決定した。

その関係書類を三木町土地改良課において平成十六年一月九日から同月二十九日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第七百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市西植田土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	藤堂 忠義	高松市西植田町六三一九番地	平成一五、一二、四
〃	溝淵 真雄	〃 三六八〇番地一	〃
〃	釜野 義孝	〃 四三九八番地一	〃
〃	一村 利夫	〃 二九一五番地	〃
〃	谷川 昭二	〃 一六七二番地四	〃
〃	四宮 正義	〃 池田町一五九〇番地	〃
〃	遠藤 正数	〃 一三二七番地二	〃
〃	鈴木 久	〃 川島東町一〇六四番地一	〃
監事	中山 憲士	〃 西植田町五〇二四番地	〃
〃	村尾 貞雄	〃 七二六番地一	〃

二 就任した役員

種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	東原 武夫	〃 三谷町三二四五番地	〃
〃	溝淵 真雄	〃 高松市西植田町三六八〇番地一	平成一五、一二、五
〃	中山 憲士	〃 五〇二四番地	〃
〃	久保喜代司	〃 三三九二番地	〃
〃	西尾 正榮	〃 一三二番地一	〃
〃	村尾 貞雄	〃 七二六番地一	〃
〃	泉川 定信	〃 池田町八八三番地二	〃
〃	遠藤 正数	〃 一三二七番地二	〃
〃	鈴木 久	〃 川島東町一〇六四番地一	〃
監事	廣瀬 淳	〃 西植田町六八一三番地二	〃
〃	立川 寛一	〃 二〇九三番地二	〃
〃	東原 武夫	〃 三谷町三二四五番地	〃

●香川県公告第七百四十四号

平成十五年香川県公告第六百八十九号(土地改良事業計画変更の適否決定)の一部を次のように訂正する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「平成十五年十二月十二日」を「平成十六年一月七日」に改め、「平成十六年一月九日」を「平成十六年一月二十七日」に改める。

●香川県公告第七百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
坂出市大屋富町字谷奥二一九八一及び二一九九一二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市林田町三六一八番地

中本 宏隆

中本 元美

●香川県公告第七百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市江尻町字本条新田一―一七、坂出市江尻町字江尻新開四八三―一二及び四八三―一六六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都荒川区西日暮里二丁目二七番五号

株式会社ダイナム 代表取締役 佐藤公平

●香川県公告第七百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

木田郡牟礼町大字牟礼字下窪一―一八〇―四、一―一八九―一、一―一九〇及び一―一九一―一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市林田町二二七番地一〇

株式会社穴吹ミサワホーム 代表取締役 嶋津哲

●香川県公告第七百四十八号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

木田郡牟礼町大字牟礼字下窪一―一八〇―四、一―一八九―一、一―一九〇及び一―一九一―一

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員五・〇〇メートル、延長三八・三三メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字下窪一―一八九―一の一部

2 排水施設

自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×五〇〇ミリメートル、延長三八・五六メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字下窪一―一八九―一の一部

排水管（直径二〇〇ミリメートル、延長三七・五〇メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字下窪一―一八九―一の一部及び同地先県道

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市林田町二二七番地一〇

株式会社穴吹ミサワホーム 代表取締役 嶋津哲

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第百三十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十五年十二月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
やすらぎホームさぬきのくに	坂出市加茂町二二〇―一	平成十五年十二月十八日

ケアハウスローズガーデン 坂出市加茂町五八一―二 平成十五年十二月十八日

●香川県選挙管理委員会告示第百三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年十二月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
岡ひろしを励ます会	藤本 正直	清谷 圭一	香川県香川町大字川東上八九一―四

●香川県選挙管理委員会告示第百三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年十二月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
社会民主党香川県第一区支部連合	代表者の氏名	加藤 繁秋	藤本 哲夫
自由民主党川島支部	主たる事務所の所在地	高松市川島東町二二二―一二	高松市由良町三五六一―一
代表者の氏名	代表者の氏名	鎌田 基志	稲井 正

自由民主党三野支部

主たる事務所の所在地 三豊郡三野町大字大見 甲二八九六 三豊郡三野町大字吉津 甲一二三八―二

代表者の氏名 藤田 武徳 森田 一紀
 会計責任者の氏名 前田 幸雄 石井 捷之

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
二神正國後援会	代表者の氏名	西浦 廣海	津村 正幸

●香川県選挙管理委員会告示第百三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年十二月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 政党の支部

政治団体の名称	政治団体の名称
民主党香川県第3区総支部	政治団体の名称
野瀬和佐晴を励ます会	政治団体の名称
はらつとむ後援会	政治団体の名称
藤田繁後援会	政治団体の名称

森月夫後援会

●香川県選挙管理委員会告示第百三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年十二月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあつた資金管理団体の名称
野瀬 和佐晴	白鳥町議会議員	野瀬和佐晴を励ます会

平成十五年十二月二十六日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています